

議会議案第1号

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

今年に入り、北朝鮮は過去にない頻度で弾道ミサイルの発射を繰り返している。このうち10月4日に発射された弾道ミサイルは我が国の上空を通過し、太平洋沖に落下したと見られているほか、これまでに複数回、ミサイルが我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したと見られており、これらは、我が国の国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、あるまじき凶行である。

北朝鮮による一連のミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議に明らかに違反しており、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙である。本県漁業関係者を始めとする船舶や航空機の安全確保の観点からも、極めて危険な行為であるとともに、我が国の安全保障に対する直接的かつ重大な脅威であり、断じて容認できない。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重な抗議と強い非難の意を表明するとともに、弾道ミサイル等の開発を直ちに中止するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年12月1日

石川県議会

